

議案第20号

債権の放棄について（こども青少年局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市生野区中川西2丁目2番7号  
永山 愛子
- 2 債 権 の 内 容 平成12年10月1日に貸付けを行った母子福祉資金の貸付金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 母子福祉資金の貸付金に係る債権に係る未償還の元本の額及び未払の利子の額合計金112,098円並びにこれらに対する違約金
- 4 放棄の理由 債務者が民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく小規模個人再生を行っており、当該債権の弁済を受けることができない見込みがないため

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

債務者に対する母子福祉資金の貸付金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。